しながわの区税だより

第６号

品川区税務課発行　　平成２１年６月１日
代表電話　（３７７７）１１１１　広町２－１－３６

６月１０日(水)に、平成２１年度 特別区民税・都民税(普通徴収)の納税通知書を発送します。

第１期の納期限は、**６月３０日(火)**です。納期内に必ず納付してください。

新たな税負担は生じません！

年金からの引き落としが始まります

平成21年10月より、住民税の年金からの引き落としが始まります。対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方」です。

年金徴収に関するお問合せは
税務課 課税担当 まで！
☎(５７４２)６６６３～６

■引き落としの対象となる年金とは‥老齢基礎年金等です。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金は対象外です。

■引き落としされる住民税額は‥年金所得の金額から計算した住民税額のみです。

■引き落としが中止となる場合は‥区外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収(納付書により金融機関などで納める方法)により納めていただくことになります。

回覧														

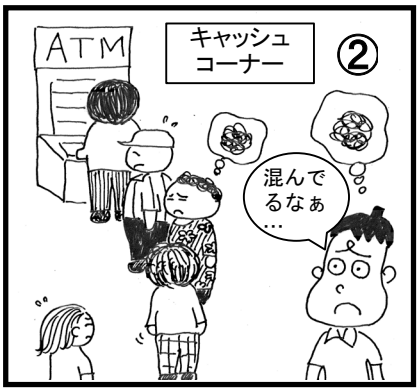

住民税は納期内に納めましょう

区は福祉や教育・まちづくりなど、
暮らしに深くかかわりのある様々なサービスを行っています。
このようなサービスを提供するためには財源が必要です。
皆さんに納めていただく税金は、区の大切な財源です。
皆さんの暮らしをよりよいものにするために、税金の納期内納付にご協力ください。

納 期 は 年 ４ 回

住民税（特別区民税・都民税の普通徴収分）の納期は年４回です。
６月１０日（水）に納税通知書と１年分の納付書をお送りします。

税 金 の 納 め 方

住民税は、『納付書で納める』方法と『口座振替で納める』方法があります。

◇ *納付書で納める*

次の場所で納めてください。

●金融期間（銀行、信用金庫、信用組合など）
●税務課、地域センター（納付書がなくても納付できます）
●コンビニ

コンビニ収納用バーコードが印刷されている納付書（１枚の納付書の金額が30万円以下）は、コンビニエンスストアで納付できます。

※軽自動車税もコンビニで納付できます。

◇ *口座振替で納める*

預金口座から自動的に振り替えて納めることができます。一度申し込むと翌年度以降も継続され、『便利』『確実』『安全』です。

納税通知書に同封の「申込書」をご利用ください。

平成21年度 口座振替申込期限・振替日

	依頼書提出期限	振替日
全期前納（1年分まとめて納付）第1期分	5月8日	6月30日
第2期分	7月10日	8月31日
第3期分	9月10日	11月2日
第4期分	12月10日	2月1日

※振替日が金融機関などの休業日にあたるときは、翌営業日が振替日になります。

■税金を納めないと滞納処分が行われます

税金が納期までに納付されないと、地方税法に基づき、督促状を発送します。督促状は、法律では、督促状を発送した日から一〇日経っても完納しないときは、財産を差し押さえなければなりません。

しかし、区では、納付できない事情を考慮して督促状を発送した後も電話や文書、訪問等で、速やかに納付いただくよう働きかけています。

■納期までに納付が困難なときはご相談ください

様々な事情で税金を納期内に納めることが難しいときは、そのままにせず、ご相談ください。何も連絡がなく相談されないまま、納期までに納付されない場合は、延滞金が加算され、財産を差し押さえられることがあります。

口座を開設した、年に３回程度、日曜日は午後７時まで窓口を延長しています。

ご利用ください。

電話での早めの相談も受けています。

【問い合わせ先】
税務課納税相談担当
☎５７４２－６６７１～３